内航関係契約書式の改定趣旨について（1989.4.14）

［改定決定の経緯］

社団法人日本海運集会所書式制定委員会（委員長水谷豊）は、日本内航海運組合総連合会（会長三木友輔氏）の要請を受けて、内航海運業界が平成元年 4 月 1 日より、消費税の実施に伴いその税額の転嫁等が円滑かつ適正に行われるよう、(1) 本体価格に消黄税額分を上乗せする旨の決定と、(2) 消費税抜き価格と消費税額とを併せて表示することの決定、についてのカルテル（共同行為）の実施に入ったことから、内航関係契約諸書式をこれらの決定の内容に沿って改定することを決定した。

［特別委員会設置の経緯］

改定の為の具体的方法として、改定が急がれるところから、書式制定委員会と内航総連合会の財務委員会、同税制小委員会、同運賃流通委員会等より人選の上、「内航開係契約書式制定審議特別委員会」を設置して審議することとした。

［特別委員会委員名簿（順不同)］

内藤雄一氏（海運集会所書式制定委員、邦洋海運社長）
山田福太郎氏（海運集会所書式制定委員、三洋海運専務取締役）
西村光徳氏（運輸省貨物流通局海上貨物課専門官）
山崎義男氏（内航海運組合総連合会財務委員会委員長、同総連合会監事）
原田研三氏（〃財務委員会、税制小委員会委員長、京北海運専務敢締役）
長谷川哲夫氏（〃、〃、税制小委員会委員、三洋海運取締役経理部長）
武松孝氏（〃、〃、税制小委員会委員、鶴見輸送常任監査役）
吉田文二氏（〃、〃、税制小委員会委員、協同商船取締役経理部長）
高橋秀和氏（〃、〃、税制小委員会委員、東海運海運経理課長）
柿成氏（〃、〃、税制小委員会委員、川崎近海汽船取締役経理部長）
高井重壽氏（〃、財務委員会委員、日本内航海運組合総連合会理事長）
永田彰氏（〃、運賃流通委員会鉄鋼部会長、川鉄運輸海運部長）
飯塚秋次氏（〃、〃、運賃流通委員会原材料部会長、第一中央汽船内航部長）
村木圭司氏（村木回漕店社長）

事務局：

（内航総連合会）青木謙二郎経理部長、坂口博美同心得、小宮吉雄調査部長、辻三夫同心得
（海運集会所）　谷本裕範常務理事、荒川太郎書式仲裁部長代理、田代健二同部員

［審議方法並びに経過］

本特別委員会は、3 月 30 日に第 1 回の会合を持ち議長として内藤雄一氏を互選の上事務局案を基に審議に入り、その結束に基づき事務局において修正案を作成の上、4 月 10 日の審議により決定

をみた。

［議事並びに審義結果］
審議の流れとしては、まず、今回一括して改定すべき書式につき諮り、
運送契約書（内航用）、成約覚書（内航用）、内航タンカー航海傭船契約書、内航定期傭船契約書、内航タンカー定期傭船契約書、現在内外航共用の裸傭船契約書を内航と外航に分離してその内航用書式、運航委託契約書（内航用）
の７書式とした。
内航用船舶売買契約書については国内売買と外国向け売買の実態に併せた契約内容に踏み込んだ審議も必要とするとの認識より、別途小委員会を設置して早急に改定することで書式制定委員会に諮ることとした。

次いで、事務局案に基づき、各書式別に運賃、滞船料等の基本的費目については、それらの金額記載欄に関連させてそれに係る消費税額を上乗せした額を支払う旨の文言の挿入と、傭船科記載欄については傭船料、傭船料に課される消費税額並びにこれらの合計額を、また傭船料支払い方法記載欄はこれに関連せしめて変更した文言を挿入し、各書式共に表面記載欄の末行に「その他の関係費目については消費税を外枠表示とする」旨の包括文言を入れることの是非を討議した。
その結果、運賃、滞船料等は契約書の上では賃率のみを決めていること、運賃を例に取れば、現場に於いて船積量が確定して初めてその額が定まるように、契約書上消費税額の記載が難しいこと、傭船料についても実務上、別途協定している例が一般であることから、詳細に規定しても種々の問題があるとされた。
結局、大勢としては、外枠表示としていることを明らかにし、各費目毎にその金額が確定された時点で、その金額に課される消費税額を加算した合計額を請求し、相手方はその金額を支払う旨の包括的文言を、各書式の、原則として、表面記載欄とそれに続く特約記載欄の間に、印刷文言として挿入することで意見の一致をみた。

［各書式に挿入の文言並びに挿入箇所（決定事項）］
Ⅰ．運送契約書（内航用）、成約覚書（内航用）
「特約条項」の前、「仲介手数料」の後にそれぞれ以下の文言を挿入する。

「本契約より発生する運賃、滞船料、早出料その他の費目に課される消費税額は、外枠表示とし、都度支払いのこと。」

Ⅱ．内航タンカー航海傭船契約書
「特約条項」の前に以下の文言を挿入する。

「本契約より発生する運賃、滞船科その他の費目に課される消費税額は、外枠表示とし、都度

支払いのこと。」

Ⅲ．内航定期傭船契約書、内航タンカー定期傭船契約書、裸傭船契約書
「特約条項」の前に以下の文言を挿入する。裸傭船契約書は、「内航裸傭船契約書」として従来のものより分離する。

「本契約より発生する傭船料その他の費目に課される消費税額は、外枠表示とし、都度支払いのこと。」

Ⅳ．運航委託契約書（内航用）
「特約条項」の前に以下の文言を挿入する。

「運航委託手数料は、これに課される消費税額を加算して支払いのこと。」

Ⅴ．スリップ条項（新書式の頒布は短期に可能であるが、未使用の現行書式を所有する向も多いと思われるので、当分の問、以下の条文をスリップにして使用に供する）

１．内航書式共通（除く運航委託契約書）
「本契約より発生する費目に課される消費税額は、外枠表示とし、都度支払いのこと。」

２．運航委託契約書
「運航委託手数料は、これに課される消費税額を加算して支払いのこと。」

以　上